○経済産業省令第七十一号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年八月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二十一号中「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第二十一条関係）

環境要素の区分			影響要因の区分
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音	
		振動	
	水環境	水質	
		底質	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
		その他	風車の影
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）
			海域に生息する動物
	植物		重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）
			海域に生息する植物
	生態系		地域を特徴づける生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		産業廃棄物
			残土